

## 令和8年度 東三河デジタル人材育成事業委託業務 委託仕様書

### 1 事業名

令和8年度 東三河デジタル人材育成事業委託業務

### 2 事業目的

東三河振興ビジョン2030における2026年度重点プロジェクトでは、深刻化している人口減少に向き合い、誰もが活躍できる活力ある東三河地域※をめざすため、「意欲のある人材の発掘や育成に向けた取組」や「デジタル人材の育成やDXの普及促進に向けた取組」によって地域課題の解決に取り組むこととしている。

デジタル人材の育成やDXの普及促進に向けた取組として、デジタル技術により解決する課題の抽出、課題の解決に向けたデジタルツール制作、デジタルツールの社会への展開といった一連の流れを実証実験として実施することで、東三河地域全体で地域課題を解決する機運の醸成、デジタル技術を用いた地域課題解決のための組織体制の構築、デジタル実装によって地域の課題解決を牽引する人材「デジタル人材」の育成、DXの普及・促進を図ることを目的とする。

※ 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）で構成される地域。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 事業内容

地域データの収集分析により所在が明らかとなった地域課題に対し、デジタル技術を用いて優先して解決する課題を抽出する。抽出された課題を解決するためのデジタルツール制作に向け、デジタルツールのコンセプト案を制作する。そして、開発されたデジタルツールのコンセプト案を東三河地域に展開し、デジタルツール開発に繋げる。

### 5 業務委託の内容

「4 事業内容」を踏まえ、下記の業務を実施する。なお、本事業にかかる一切の経費は委託料の中に含むこととする。

#### （1）計画準備

- ①本事業の企画設計を行うこと。
- ②本事業実施にあたり必要となる関係機関を抽出し、連携体制を構築すること。

#### （2）東三河地域に関するデータ収集・分析

- ①東三河地域のデジタル人材の状況調査を実施すること。状況調査には、供給状況や人材に対するニーズの状況、先進事例の調査を含む。
- ②デジタル技術により解決できる見込みがある地域課題が潜在する分野を抽出し、その分野に係るデータの収集・分析を実施すること。データの収集・分析にあたっては、取得方法や利用条件、個人情報の有無等について整理し、とりまと

めること。

③その他、デジタルツール制作に必要となる情報を収集すること。

(3) デジタル技術により解決する課題の絞り込み

①(2)で収集・分析したデータやデジタル人材の状況、先進事例等を用い、デジタル技術により解決する課題の絞り込みに向けて、調査及び検討を行うこと。

②①により、デジタル技術を用いて優先して解決する課題の絞り込みを行うこと。

(4) デジタルツールのコンセプト案制作

①(3)で絞り込んだ地域課題を解決するデジタルツールの制作にあたり、制作されるデジタルツールを社会に展開するために、制作に至るまでの具体的手法を検討し、実施すること。

②①により、デジタルツールのコンセプト案を制作すること。コンセプト案は、名称や機能を断定せず、対象ユーザーや利用シーン、提供価値、運用体制、必要となるデータ等を整理して制作すること。なお、デジタルツールの開発費は本事業では負担しない。

(5) デジタルツールの地域展開

今後制作されるデジタルツールを地域に展開させる具体的手法を検討し、実施すること。

(6) デジタル人材育成のプログラム検討

(3)(4)(5)で実施した具体的手法の実績を整理すると共に、実績を活かし、デジタル人材を継続して育成するためのプログラムを検討すること。実績の整理には、関わった人への聞き取りを含む。

(7) とりまとめ

本業務の成果、課題、今後の展開可能性等について整理し、報告書を作成すること。

## 6 成果物

### 業務報告書

(1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）

(2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）

(3)その他、県が指示したもの

## 7 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、隨時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となつたとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。